

2015 年（平成 27 年）3 月 19 日

建設業者のみなさまへ

福 山 市 長  
(建設局建設管理部技術検査課)  
(建設局建設管理部契約課)

2015 年度（平成 27 年度）からの取り組みと留意事項について（お知らせ）

見出しのことについて、次のとおり実施しますのでお知らせします。

- 1 請負金額 50 万円以上の工事は技術検査課で検査していましたが、この金額を 130 万円以上とします。詳細は次のとおりです。

請負金額		項目			
		50万円未満	50万円以上 130万円未満	130万円以上 500万円未満	500万円以上
検査員		担当課の次長以上		技術検査課の職員	
立会	担当監督員		○	○	○
	総括・主任監督員			○	○
	現場代理人		○	○	○
	主任(監理)技術者		○	○	○

2015 年（平成 27 年）4 月 1 日以降に検査を行う工事を対象とします。

- 2 建築物の解体工事（請負金額 500 万円以上）を工事成績評定の対象工事とします。  
2015 年（平成 27 年）4 月 1 日以降に契約を締結する工事を対象とします。

### 3 立入点検について

本市発注工事の適正な施工体制の確保を目的として立入点検を実施しています。立入点検の結果、指摘事項がある場合には、発注者から受注者へ改善の指示、指導を行っていますが、指摘事項の内容により契約課と技術検査課が受注者から聴き取り調査を行う場合があります。なお、確認した内容により「福山市建設工事指名除外基準要綱」に沿って措置を行うとともに、その工事が請負金額 500 万円以上の場合には、工事成績評定の減点対象となる場合もあります。

### 4 その他

- ①施工計画書の作成にあたっては、施工に伴い工事現場で想定される異常気象への具体的な対応について記載してください。
- ②段階確認にあたっては、事前に全体計画（確認する内容や時期等）を策定し施工計画書へ記載してください。
- ③現場へ掲示する緊急時連絡表には、「関係連絡先、担当者及び電話番号を記入する」としますので、担当者である「現場代理人 ○○○○（名前）」を明示してください。福山市ホームページ（技術検査課）へ、「現場に掲げる標識等について」を掲載しますので参考にしてください。